

新型コロナウィルス感染拡大に係る緊急事態宣言中のテレワーク等の実施について

新型コロナウィルス感染拡大防止のため、東京都に発令されている緊急事態宣言が、5月31日（月）まで延長されたことを受けて、東京都からは、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛、テレワークの徹底や時差出勤等の活用が呼びかけられています。

これを受け、（公財）食品等流通合理化促進機構では、実施事業関係者の便宜等が最大限損なわれないことを念頭に置きつつ、現在、以下のような取組みを行っています。

- 職種により原則週1回～3回のテレワーク勤務の実施
- 1月以来、通勤時間帯の3密状態を避けるために、時短勤務と時差出勤を継続実施



(お問合せ先)

- +++++
> 東京都千代田区岩本町3-4-5 第1東ビル6F
> Tel: 03-5809-2175
> (公財) 食品等流通合理化促進機構 総務部 渋谷、穴見
> +++++++